

# 苫小牧工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの実施に関する規則

規則第 116 号

制 定 令和 3 年 3 月 26 日

一部改正 令和 4 年 3 月 25 日

一部改正 令和 6 年 4 月 18 日

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下、「本プログラム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(教育目的)

**第 2 条** 本プログラムは、IT 革新が進む社会で必要となる数理・データサイエンス・AI の基礎的素養を全ての学生に対して修得させることを目的とする。

(履修対象者)

**第 3 条** 本プログラムは、本校創造工学科に在籍する学生（以下「学生」という。）を対象とする。

(履修方法)

**第 4 条** 本プログラムは、授業科目の履修に係る通常の登録手続きの他に、特別の手続きを必要としない。

(授業科目及び単位数)

**第 5 条** 本プログラムを構成する授業科目及び単位数は、学則別表第 2 のうち、別表第 1 及び別表第 2 で指定する科目とする。

(修了要件)

**第 6 条** 本プログラムに、基礎的素養を修得する「リテラシーレベル」及び応用基礎的素養を修得する「応用基礎レベル」を設ける。

2 本プログラムにおける修了要件は、前条に定める授業科目をすべて修得することとする。

(修了認定)

**第 7 条** 本プログラムの修了認定は、教務委員会で行う。

(修了証の交付)

**第 8 条** 第 6 条第 2 項の修了要件を満たした学生に修了証を交付する。

2 修了証の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。

3 修了証は、卒業証書授与の際に交付する。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、令和3年3月26日から施行し、令和2年度に第1学年に入学した者から適用する。

**附 則**

この規則は、令和4年3月25日から施行し、令和3年度に第1年学年に入学した者から適用する。

**附 則**

- 1 この規則は、令和6年4月18日から施行し、令和4年度に第1学年に入学した者から適用する。
- 2 令和3年度に第1学年に入学した者は、改正後の別表第1及び別表第2にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

リテラシーレベル授業科目及び単位数

科目名	学年	単位数
創造工学 I	1年	4
データサイエンス基礎	1年	2

別表第2 (第5条関係)

応用基礎レベル授業科目及び単位数

科目名	学年	単位数
創造工学 I	1年	4
データサイエンス基礎	1年	2
AI・データサイエンス I	2年	2
AI・データサイエンス II	3年	2
AI・データサイエンス III	3年	2

第 号

## 修 了 証

氏名 ○○○○

生年月日 年 月 日

生

上記の者は、苫小牧工業高等専門学校において「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（○○レベル）」を修了したことを認める。

年 月 日

苫小牧工業高等専門学校長

氏 名 印